

京都府産木材認証制度実施要綱

平成16年12月28日6林第 597号農林水産部長通知

平成17年12月28日7林第1166号農林水産部長通知

平成18年10月23日8林第 427号農林水産部長通知

平成27年 4月 1日7林第 212号農林水産部長通知

(最終改正)平成29年 4月 3日9林第 207号農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、京都府産木材認証制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項を定め、京都府産木材の府内における幅広い活用を促進することにより、輸送過程における二酸化炭素の排出量の削減を図り、もって地球温暖化防止対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都府産木材 京都府内の森林で合法的に産出された木材をいう。
- (2) 合法的に産出された木材 関係法令が定めた手続を行って伐採された木材をいう。
- (3) 京都府産木材証明書 当該木材が京都府産木材であることを証する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージCO₂ 当該木材の輸送の過程における二酸化炭素の排出量で、知事が別に定める計算基準に基づき算出されたものをいう。
- (5) ウッドマイレージCO₂計算書 当該木材について算出したウッドマイレージCO₂を記録した書面をいう。
- (6) 取扱事業者 京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行の対象となる京都府産木材の生産、加工又は流通を行う事業者として、知事が認定した者をいう。
- (7) 緑の事業者 京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行の対象となる京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を推進する事業者として、知事が登録した者をいう。
- (8) 京都府産木材認証 取扱事業者によって生産、加工及び流通された京都府産木材に対して、京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書を発行することをいう。
- (9) 指定認証機関 京都府産木材認証を行える機関として知事が指定した者をいう。
- (10) 京都府産木材利用推進協議会 京都府産木材の利用及び販売を促進するため、全ての取扱事業者及び緑の事業者が構成員として組織する協議会をいう。

(認証機関の指定)

第3条 京都府産木材認証を行おうとする法人は、指定認証機関の指定を知事から受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする法人は、認証機関指定申請書（別記第1号様式）に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又は寄附行為及び印鑑証明書
- (2) 法人の事業の経歴を示した書面
- (3) 申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度において賦課された法人税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (4) 申請をしようとする日の属する直前2年の各年度の収支計算書
- (5) 当該法人による京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行等の実施に係る次の事項を記載した書面(以下「京都府産木材認証制度実施プログラム」という。)で、当該法人の名称を冠したもの
- ア 京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行手続及び様式
 - イ ウッドマイレージCO₂計算書において算出する二酸化炭素の排出量の計算方法
 - ウ 取扱事業体において整備する荷渡伝票及び納品伝票(以下「荷渡票等」という。)の標準様式
 - エ 本制度の運営について取扱事業体に対して行う指導及び助言に係る事項
 - オ 京都府産木材の利用における二酸化炭素の排出等の抑制のための措置
- 3 知事は、前項に規定する指定の申請があった場合において、その申請が次条各号のいずれにも適合すると認めるときは、当該法人を指定認証機関として指定するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定をした法人に対して指定認証機関として指定されたことを証する認証機関指定書(別記第2号様式)を交付するものとする。
- 5 指定認証機関は、認証機関指定書を亡失し、又は滅失したときは、知事に再交付申請書(別記第30号様式)を提出し、認証機関指定書の再交付を受けることができる。

(認証機関の指定の基準等)

第4条 指定認証機関は、次の各号に掲げる事項全てに適合しなければならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当すること。
- ア 京都府内に主たる事務所を置いていること。
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の規定による公益認定を受けた法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立の認証を受けた法人であること。
 - ウ 木材の生産、加工又は流通をその業務としていないこと。
- (2) 当該法人の京都府産木材認証制度実施プログラムの内容が次のいずれにも該当すると認められること。
- ア 京都府産木材の証明及びウッドマイレージCO₂の計算の方法が適切に定められていること。
 - イ 本制度の適切な運営のための取扱事業体への指導及び助言に係る事項が適切に定められていること。
 - ウ 取扱事業体等に対して助言する京都府産木材の利用における二酸化炭素の排出の抑制等のための措置が適切に定められていること。

(認証機関の指定の有効期間)

- 第5条 第3条第1項の規定による指定の有効期間は、指定を受けた年度の5月1日から3年とする。ただし、指定を受けた日が当該年度の5月2日以降である場合にあっては、指定を受けた日から翌年度の4月末日までの期間及び2年とする。
- 2 知事は、前項の有効期間が満了する場合において、あらかじめ当該指定認証機関に対して認証機関の指定の終了について通知することができる。
- 3 前項の通知を受けなかった指定認証機関については、第1項の有効期間は、指定された当初の有効期間の満了の日の翌日から3年間延長されるものとする。
- 4 前2項の規定は、前項の規定による延長後の有効期間が満了する場合において準用する。

- 5 知事は、前2項の規定により指定認証機関に係る指定の有効期間が延長されたときは、当該指定認証機関に対して改めて認証機関指定書を交付しなければならない。

(指定認証機関の業務)

第6条 指定認証機関は、作成した京都府産木材認証制度実施プログラムに従って次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書を発行すること。
 - (2) 前号の書面の発行のために必要となる事項について、取扱事業体に対して適切な指導及び助言を行うこと。
 - (3) 全ての取扱事業体を構成員とする京都府産木材利用推進協議会と緊密な連携の下、本制度を円滑に推進すること。
 - (4) 取扱事業体等に対して、京都府産木材の利用における二酸化炭素の排出の抑制等のための措置について助言を行うこと。
- 2 指定認証機関は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果について、指定認証機関業務実績報告書（別記第3号様式）により翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

(指定認証機関に係る変更等)

第7条 指定認証機関は、認証機関指定申請書又は第3条第2項第1号の書類の内容について変更が生じた場合は、指定認証機関変更届（別記第4号様式）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第3条第4項の規定により交付を受けた認証機関指定書の記載事項に変更を要するときは、指定認証機関は、指定認証機関変更届に当該認証機関指定書を添えて知事に提出し、当該認証機関指定書に、当該変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 2 指定認証機関は、知事に提出した京都府産木材認証制度実施プログラムについて第3条第2項第5号アからオまでに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けようとする指定認証機関は、京都府産木材認証制度実施プログラム変更承認申請書（別記第5号様式）に、変更しようとする事項について説明した書面を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請書の内容を適当と認めるときは、第2項の規定による承認を行うものとする。

(指定認証機関の承継)

第8条 指定認証機関が合併により解散し、若しくは分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により指定認証機関の業務を承継した法人は、当該指定認証機関の当該指定に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により指定認証機関の地位を承継した法人は、指定認証機関承継届（別記第6号様式）に第3条第2項第1号及び第5号に規定する書面、承継の事実を証する書面並びに従前の指定認証機関に対して交付された認証機関指定書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により指定認証機関の地位を承継した認証機関に対して、改めて第

3 条第 4 項に規定する認証機関指定書を交付しなければならない。

(指定認証機関の廃止)

第 9 条 指定認証機関は、京都府産木材認証に係る業務を廃止したときは、認証機関指定廃止届(別記第 7 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 指定認証機関は、前項の認証機関指定廃止届を提出するときは、併せて第 3 条第 4 項の規定により交付を受けた認証機関指定書を知事に返納しなければならない。

(認証機関の指定の取消し)

第 10 条 知事は、指定認証機関による京都府産木材認証等の業務が適切でないと認めたときは、当該指定認証機関に対する第 3 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の取消しをしようとする場合は、その指定認証機関に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により認証機関の指定を取り消したときは、その旨を当該指定の取消しを受けた法人に対して取消しの理由を付して書面により通知するものとする。

4 第 1 項の規定による取消しを受けた法人は、第 3 条第 4 項の規定により交付を受けた認証機関指定書を速やかに知事に返納しなければならない。

(取扱事業体の認定)

第 11 条 京都府産木材認証の対象となる京都府産木材の生産、加工又は流通をしようとする事業体は、あらかじめ取扱事業体である旨の知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

2 前項の規定による取扱事業体の認定を受けようとする事業体は、取扱事業体認定申請書(別記第 8 号様式)に取扱事業体の業務に関する誓約書(別記第 9 号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する認定の申請があった場合において、当該事業体の申請内容及び事務所その他業務を行う場所について調査を行い、当該事業体が次条各号に定める基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業体を取扱事業体として認定するものとする。

4 知事は、前項の認定をしたときは、当該認定をした事業体に対して取扱事業体として認定された事業体であることを証する取扱事業体認定書(別記第 10 号様式)を交付するとともに、遅滞なく、当該取扱事業体について取扱事業体認定簿(第 11 号様式)を調整し、一般の閲覧に供するものとする。

5 取扱事業体は、取扱事業体認定書を亡失し、又は滅失したときは、知事に再交付申請書(別記第 30 号様式)を提出し、取扱事業体認定書の再交付を受けることができる。

(取扱事業体の認定の基準等)

第 12 条 取扱事業体は、次の各号に掲げる事項全て(知事が別に定める場合にあつては、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項)に適合しなければならない。

(1) 取り扱う原木又は製品の合法性及び産地等に係る記録を保存しており、書類上で確認できること。

(2) 入荷した原木又は製品が京都府産木材であることを確認していること。

(3) 京都府産木材に係る保管場所及び製造工程が物理的に分別管理されていること。

(4) 出荷する原木又は製品の荷渡票等に、当該京都府産木材の合法性及び生産地を明記していること。

(5) 指定認証機関と協力して原木又は製品の分別管理を適正に行うため、京都府産木材

に係る管理責任者を置き、分別管理方針を定めていること。

(6) 京都府産木材認証等に関する業務が適切に行われると認められること。

(7) 京都府内に認定対象となる事業所、工場又は倉庫等（以下「事業所等」という）を有し、京都府産木材の生産、加工又は流通を行うこと。

（取扱事業体の認定の有効期間）

第13条 第5条の規定は、第11条第1項の規定による認定の有効期間について準用する。ただし、知事が別に定める場合については、知事が別に定める有効期間とする。

（取扱事業体の業務）

第14条 取扱事業体は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 京都府産木材の生産、加工又は流通において受け渡す荷渡票等に、取扱事業体番号及び原木又は製品の合法性及び生産地が分かる必要事項を記入して情報を伝達すること。

(2) 原木又は製品を、集積所等において京都府産のものとは他産地のものとに分けて管理するために、分別管理方針を定めて実施すること。

(3) 京都府産の原木又は製品の性能、生産、加工又は販売に関する情報を消費者等に積極的に提供し、京都府産木材への理解と信頼の向上に努めること。

(4) 取り扱った原木又は製品に関連する帳票類を5年間管理及び保管すること。

(5) 京都府産木材利用推進協議会を設置し、同協議会の会員となり、指定認証機関との緊密な連携の下、本制度を円滑に推進するとともに、京都府産木材の利用及び販売の促進を行うこと。

(6) 府が行う京都府産木材の使用の状況に関する調査に協力すること。

(7) その他本制度の適切な運営のために必要となる事務処理を行うこと。

2 取扱事業体は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果について、取扱事業体業務実績報告書（別記第12号様式）により翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

（取扱事業体に係る変更等）

第15条 取扱事業体は、取扱事業体認定申請書の内容について変更が生じた場合は、取扱事業体変更届（別記第13号様式）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第11条第4項の規定により交付を受けた取扱事業体認定書の記載事項に変更を要するときは、取扱事業体は、取扱事業体変更届に当該取扱事業体認定書を添えて知事に提出し、当該取扱事業体認定書に、当該変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 取扱事業体変更届において、事務所その他業務を行う場所の移転、追加又は取扱事業体認定書に記載の業務区分に変更があるときは、知事は必要に応じて当該変更に係る事項が第12条第1項各号の基準に適合するかを確認するために必要となる調査を行うものとする。

（取扱事業体の承継）

第16条 取扱事業体について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が二以上ある場合において、その全員の同意により相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により取扱事業体の業務を承継した法人は、当該取扱事業体の当該認定に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により取扱事業体の地位を承継した事業体は、取扱事業体承継届（別記第14号

様式)に承継の事実を証する書面及び第11条第4項の規定により従前の取扱事業体に対して交付された取扱事業体認定書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により取扱事業体の地位を承継した事業体に対して、改めて取扱事業体認定書を交付しなければならない。

(取扱事業体の廃止)

第17条 取扱事業体は、取扱事業体としての業務を廃止したときは、取扱事業体業務廃止届(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 取扱事業体は、前項の取扱事業体業務廃止届を提出するときは、併せて第11条第4項の規定により交付を受けた取扱事業体認定書を知事に返納しなければならない。

(取扱事業体の認定の取消し)

第18条 知事は、取扱事業体による第14条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないと認めるときは、当該取扱事業体に対する第11条第3項の規定による認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の取消しをしようとする場合は、その取扱事業体に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により取扱事業体の認定を取り消したときは、その旨を当該認定の取消しを受けた事業体に対して取消しの理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による取消しを受けた事業体は、第11条第4項の規定により交付を受けた取扱事業体認定書を速やかに知事に返納しなければならない。

(緑の事業体の登録)

第19条 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者(以下「建設業者」という。)又は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた者(以下「建築士事務所の開設者」という。)は、緑の事業体として知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定による緑の事業体の登録を受けようとする建設業者又は建築士事務所の開設者は、緑の事業体登録申請書(別記第16号様式)に建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類又は建築士法第23条第1項の規定による登録に係る通知書の写し若しくは同項の規定による登録を受けたことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による登録を、建設業者にあつては緑の工務店の、建築士事務所の開設者にあつては緑の設計事務所の名称により行うものとする。
- 4 知事は、第1項の登録をしたときは、当該申請をした建設業者又は建築士事務所の開設者に対して、緑の事業体として登録されたことを証する緑の事業体登録証(別記第17号様式)を交付するとともに、遅滞なく、当該緑の事業体について緑の事業体登録簿(別記第18号様式)を調製し、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 緑の事業体は、緑の事業体登録証を亡失し、又は滅失したときは、知事に、再交付申請書(別記第30号様式)を提出し、緑の事業体登録証の再交付を受けることができる。

(緑の事業体の登録の基準等)

第20条 緑の事業体は、次の各号に掲げる事項全てに適合しなければならない。

- (1) 京都府内又は京都府に隣接する府県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法、建築士法その他の法令を遵守していること。

- (2) 木造建築物について、建設業者にあつては建築の実績が、建築士事務所の開設者にあつてはその建築士事務所において設計の実績があること。
 - (3) 地球温暖化の防止及び良好な地域環境の保全のため、京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を積極的に推進する計画を有すること。
- 2 知事は、前条第2項の申請をした者の事業所又は事務所その他業務を行う場所において、当該申請者が前項各号の基準に適合するかを確認するために必要となる調査を行うものとする。

(緑の事業体の登録の有効期間)

第21条 第5条の規定は、第19条第1項の規定による登録の有効期間について準用する。

(緑の事業体の業務)

第22条 緑の事業体は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 京都府産木材を使用した木造建築物を建築又は設計すること。
 - (2) 京都府産木材を使用して建築又は設計した木造建築物について、京都府産木材認証を取得すること又はその取得を建築主に促すこと。
 - (3) 府が行う京都府産木材の使用の状況に関する調査に協力すること。
 - (4) 京都府産木材利用推進協議会を設置し、同協議会の会員となり、指定認証機関との緊密な連携の下、本制度を円滑に推進するとともに、京都府産木材の利用及び販売の促進を行うこと。
- 2 緑の事業体は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果及び翌年度の事業計画について、緑の事業体業務実績等報告書（別記第19号様式）により翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

(緑の事業体に係る変更等)

第23条 緑の事業体は、緑の事業体登録申請書の内容について変更が生じた場合は、緑の事業体変更届（別記第20号様式）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第19条第4項の規定により交付を受けた緑の事業体登録証の記載事項に変更を要するときは、緑の事業体は、緑の事業体変更届に当該緑の事業体登録証を添えて知事に提出し、当該緑の事業体登録証に、その変更に係る事項の記載を受けなければならない。

(緑の事業体の承継)

第24条 緑の事業体について相続、合併又は分割があつたときは、相続人（相続人が二以上ある場合において、その全員の同意により相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により緑の事業体の業務を承継した法人は、当該緑の事業体の当該登録に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により緑の事業体の地位を承継した者は、緑の事業体承継届（別記第21号様式）に承継の事実を証する書面及び第19条第4項の規定により従前の緑の事業体に対して交付された緑の事業体登録書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により緑の事業体の地位を承継した建設業者及び建築士事務所の開設者に対して、改めて緑の事業体登録証を交付しなければならない。

(緑の事業体の廃止)

第25条 緑の事業体は、緑の事業体としての業務を廃止したときは、緑の事業体業務廃止届(別記第22号様式)を知事に提出しなければならない。

2 緑の事業体は、前項の緑の事業体業務廃止届を提出するときは、併せて第19条第4項の規定により交付を受けた緑の事業体登録証を知事に返納しなければならない。

(緑の事業体の登録の抹消)

第26条 知事は、緑の事業体に係る第22条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないとき認めるときは、当該緑の事業体に対する第19条第1項の規定による登録を抹消することができる。

2 知事は、前項の登録の抹消をしようとする場合は、その緑の事業体に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第1項の規定により緑の事業体の登録を抹消したときは、その旨を当該登録の抹消を受けた建設業者又は建築士事務所の開設者に対して抹消の理由を付して書面により通知するとともに、当該建設業者又は建築士事務所に係る緑の事業体登録簿を閉鎖するものとする。

4 第1項の規定による登録の抹消を受けた建設業者又は建築士事務所の開設者は、第19条第4項の規定により交付を受けた緑の事業体登録証を速やかに知事に返納しなければならない。

(緑の建築ネットワークの登録)

第27条 取扱事業体及び緑の事業体のいずれも1名以上を構成員とする法人でない団体又は特定非営利活動促進法第10条第1項の規定による設立の認証を受けた法人は、京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行の対象となる京都府産木材を活用した木造建築物の建築を推進しようとする団体(以下「緑の建築ネットワーク」という。)である旨の知事の登録を受けることができる。

2 前項の規定による緑の建築ネットワークの登録を行おうとする団体又は法人は、緑の建築ネットワーク登録申請書(別記第23号様式)に当該団体又は法人の規約、構成員名簿及び役員名簿を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する登録の申請があった場合において、申請をした団体の業務の状況等が次条の各号のいずれにも適合すると認めるときは、緑の建築ネットワークの登録を行うものとする。

4 知事は、前項の登録をしたときは、当該申請をした団体又は法人に対して緑の建築ネットワークとして登録されたことを証する緑の建築ネットワーク登録証(別記第24号様式)を交付するとともに、遅滞なく、当該緑の建築ネットワークについて緑の建築ネットワーク登録簿(別記第25号様式)を調製し、一般の閲覧に供するものとする。

5 緑の建築ネットワークは、緑の建築ネットワーク登録証を亡失し、又は滅失したときは、知事に、再交付申請書(別記第30号様式)を提出し、緑の建築ネットワーク登録証の再交付を受けることができる。

(緑の建築ネットワークの登録の基準等)

第28条 緑の建築ネットワークは、次の各号に掲げる事項全てに適合しなければならない。

(1) 目的及び名称を定め、かつ、京都府内又は京都府に隣接する府県内に事務所を置いていること。

- (2) 意思決定の方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加に関し不当な差別をしていないこと。
 - (3) 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。
 - (4) 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - (5) 木材を構成員の連携により流通させて木造建築物を建築する仕組を構築しており、その仕組により木造建築物を建築した実績を有すること。
 - (6) 地球温暖化の防止及び良好な地域環境の保全のため、京都府産木材を使用した木造建築物の建築を積極的に推進する計画を有すること。
- 2 知事は、前条第2項の申請をした団体又は法人の事務所その他業務を行う場所において、当該申請者が前項各号の基準に適合するかを確認するために必要となる調査を行うものとする。

(緑の建築ネットワークの有効期間)

第29条 第5条の規定は、第27条第1項の規定による登録の有効期間について準用する。

(緑の建築ネットワークの業務)

第30条 登録された緑の建築ネットワークは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 団体の構成員又は他の団体等と連携して、京都府産木材を使用した木造建築物の建設又は建築を推進すること。
 - (2) 京都府産木材を使用して建築した木造建築物について、京都府産木材認証を取得すること又はその取得を建築主に促すこと。
 - (3) 府が行う京都府産木材の使用の状況に関する調査に協力すること。
- 2 緑の建築ネットワークは、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果及び翌年度の計画について、緑の建築ネットワーク業務実績等報告書（別記第26号様式）により翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

(緑の建築ネットワークに係る変更等)

第31条 緑の建築ネットワークは、緑の建築ネットワーク登録申請書の内容について変更が生じた場合は、緑の建築ネットワーク変更届（別記第26号様式）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第27条第3項の規定により交付を受けた緑の建築ネットワーク登録証の記載事項に変更を要するときは、緑の建築ネットワークは、緑の建築ネットワーク変更届に当該緑の建築ネットワーク登録証を添えて知事に提出し当該緑の建築ネットワーク登録証に、その変更に係る事項の記載を受けなければならない。

(緑の建築ネットワークの承継)

第32条 法人である緑の建築ネットワークが合併により解散し、若しくは分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により緑の建築ネットワークの業務を承継した法人は、緑の建築ネットワークの当該登録に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により緑の建築ネットワークの地位を承継した法人は、緑の建築ネットワーク承継届（別記第28号様式）に第27条第2項に規定する添付書類、承継の事実を証する書面並びに従前の緑の建築ネットワークに対して交付された緑の建築ネットワーク登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により緑の建築ネットワークの地位を承継した法人に対して、改めて第27条第3項に規定する緑の建築ネットワーク登録証を交付しなければならない。

(緑の建築ネットワークの廃止)

第33条 緑の建築ネットワークは、緑の建築ネットワークとしての業務を廃止したときは、緑の建築ネットワーク業務廃止届(別記第29号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 緑の建築ネットワークは、前項の緑の建築ネットワーク業務廃止届を提出するときは、併せて第27条第3項の規定により交付を受けた緑の建築ネットワーク登録証を知事に返納しなければならない。

(緑の建築ネットワーク登録の抹消)

第34条 知事は、緑の建築ネットワークに係る第30条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないと認めるときは、当該緑の建築ネットワークに対する第27条第1項の規定による登録を抹消することができる。

- 2 知事は、前項の登録の抹消をしようとする場合は、その緑の建築ネットワークに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により緑の建築ネットワークの登録を抹消したときは、その旨を当該登録の抹消を受けた団体に対して抹消の理由を付して書面により通知するとともに、当該団体に係る緑の建築ネットワーク登録簿を閉鎖するものとする。
- 4 第1項の規定による登録の抹消を受けた団体は、第27条第3項の規定により交付を受けた緑の建築ネットワーク登録証を速やかに知事に返納しなければならない。

(報告の徴収等)

第35条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、指定認証機関、取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークに対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に指定認証機関、取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークの事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ又は関係人に質問させるものとする。

(京都府産木材認証制度の標章)

第36条 京都府産木材認証制度の運用においては、別図に定める標章を使用するものとする。

- 2 前項の標章の使用に関する規程は、知事が別に定める。

(京都府産木材利用推進協議会)

第37条 取扱事業者及び緑の事業者は、指定認証機関との緊密な連携の下、本制度を円滑に推進するとともに、京都府産木材の利用及び販売の促進を行うため、京都府産木材利用推進協議会を設置しなければならない。

(指定認証機関等に係る公表)

第38条 知事は、次の各号に掲げる事項を、京都府が運営するインターネット上のホームページ

ジにおいて公表しなければならない。

- (1) 指定認証機関、取扱事業体、緑の事業体及び緑の建築ネットワークの名称及び所在地、等
 - (2) 知事が別に定めるウッドマイレージCO₂の計算基準
 - (3) 第10条第1項の規定により認証機関の指定を取り消された法人、第18条第1項の規定により取扱事業体の認定を取り消された事業体、第26条第1項の規定により緑の事業体の登録を抹消された建設業者若しくは建築士事務所の開設者又は第34条第1項の規定により緑の建築ネットワークの登録を抹消された団体の名称及び所在地並びに取消し又は抹消の理由
- 2 指定認証機関は、当該指定認証機関の法人の名称を冠する京都府産木材認証制度実施プログラムの内容を、その運営するインターネット上のホームページにおいて公表しなければならない。

(経由)

第39条 法人又は事業体等がこの要綱により知事に書類を提出する場合には、その府内における事業所（府内に複数の事業所を置いている場合にあつては、そのうちの主たる事業所）の所在地を所管する京都府広域振興局（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては、京都林務事務所）の長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月28日より施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成18年4月末日までは、次のとおり適用するものとする。
 - (1) 第3条第2項の規定により申請書を提出することができる法人は、最適な京都府産木材認証制度実施プログラムを提案して本制度に係る業務を最も適切に実施することができるものと知事が認めた1法人に限るものとする。
 - (2) 平成17年12月28日以前に指定された認証機関及び認定された取扱事業体の第5条第1項（第12条において準用する場合を含む。）に規定する有効期間は、指定又は認定の日から平成18年4月末日までとする。

附 則（平成27年4月1日7林第212号農林水産部長通知）

(施行期日)

- 1 改正後の京都府産木材認証制度実施要綱（以下「新要綱」という。）は、平成27年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に交付した認証機関指定書及び取扱事業体認定書の変更等については、なお、従前の例による。
- 3 施工日前に認定を受けた取扱事業体は、平成28年3月31日までに、京都府産木材利用推進協議会を設立し、その構成員とならなければならない。
 - 1 前項の取扱事業体が同項の期日までに、京都府産木材利用推進協議会の構成員とならない場合においては、新要綱第14条第1項各号に掲げる業務状況が適切でないとき、新要綱第18条の規定を適用する。

附 則（平成29年4月3日9林第207号農林水産部長通知）

（施行期日）

- 1 この要綱は平成29年5月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は平成31年5月1日から施行する。
- 2 施行日までに登録された緑の事業者は、平成30年3月31日までに、京都府産木材利用推進協議会に入会し、その構成員とならなければならない。